明治六年五月下浣*ヨリ

訴訟事件銘細録』

[島根縣] 聴訟課 (第二号ノ二) について (一)

松江地方裁判所所蔵裁判史料より一

代表 広島修道大学 明治期の法と裁判」 和*1 研究会

紺加 居 藤 正

高*2·上川内

司 * 4

浩

野

達 雄*5 宏*3

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会(五〇音順

* 」 広島修道大学教授

*2 広島修道大学名誉教授

*3 広島修道大学客員研究員 広島大学名誉教授

四 \equiv

真 (三葉) 凡 目

例 次

目次表(【九六】~【二二六】)

(【九六】~【二二六】)

広島修道大学名誉教授

四一六(一六四

例

より繋がっていることを窺い知ることができる(なお、 二十六号】を紹介する。なお、【第九十七号】が【第九十六号】に 事件記録が編綴されている。そのうち、【第九十六号】より【第百 号(二〇二〇年九月刊))」に続き、「明治六年五月下浣*ヨリ『訴 の訂正は【第百八号】が【第百七号】に訂正するまで続いている)。 訂正されており、上記の明治六年『訴訟事件明細録』(第二号ノ 本簿冊には事件番号【第九十六号】より【第百九十九号】までの 訟事件銘細録』(第二号ノ二)」の翻刻紹介を試みるものである。 刊))」 および 「同 《『修道法学』第四三巻第一号 (二〇二〇年九月刊)~第四五巻第一 (同簿冊の末尾に、「第三号銘細録へ続ク」の記載があった) (1) (第一号)(『修道法学』 本稿は、「島根縣聴訟課 浣の原義は、 明治六年『訴訟事件銘細録』 第四二巻第二号 (二〇二〇年二月 明治五壬申年 (第二号ノー) 『訴訟事件銘細 事件番号

が二だほど簿冊の上部に突き出している(写真①③を参照された そびれたため、 B五判よりは (2)簿冊の 小さい 体裁 正確な大きさを示すことができない)。背表紙の紙 簿冊の判型は、限在のA五判よりやや大きく (デジタルカメラによる撮影の際、 採寸をし

/十日間(『新大字典』講談社)

唐代、十日ごとに一日、

役人に賜った沐浴休

番号であろう(写真①を参照されたい)。 しているのが見えるが文字は判読できない、 墨書きがある。付箋の下から朱書きの文字、がほんの少しはみ出 側上方「十七番」の左横に付箋が貼られており、「第二号ノ二」 「十七番」と左下に「聴訟課」の墨書きがなされている。 下部に「永久保存」の朱印が押されている。そして左側の上方に にやや小さな文字で「明治六年五月下浣ヨリ」の墨書き、 (厚紙) には、 中央に大きく『訴訟事件銘細録』、その おそらく簿冊の整 なお、 の

と横書きに墨書きがある(写真②を参照されたい)。 底部にも、 背表紙(厚紙)には、同じく「訴訟事件銘細録 のどの位置に「明治六年」続けて「訴訟事件明細録. 明治六年五月」、

が逆になっているのと、その文字が一本の縦線で抹消されている れているので判読はできない 標題の右側に何か書かれていたようであるが、背表紙の紙に覆わ ように見える。おそらく余った表紙用の紙を転用したのであろう。 なお、裏表紙にも「訴訟事件銘細録」と書かれているが、

その「第四号」の記載は、銘細録を通してみれば、 書き、その下部にやや大きく「聴訟課」と墨書きがなされている。 その中央に、やや大きく『訴訟銘細録』と、右側にやや小さめに 「明治六年七月下旬ヨリ」と墨書きされ、 (3) 【一五〇】号事件の次に、 明治六年の「第二号ノー」が同年の元の第一号と第二号の 表紙用の厚紙が挟み込まれており、 左上部に「第四号」の朱 明治五年の第

のではないかとの推測がはたらく(写真③を参照され 同年の「第二号ノ二」は元の第三号と第四号を合冊したも たい

の事件の記録が編綴されている。それらも順次、翻刻紹介したい るが、一件は綴じ忘れを末尾に付け足したように思われる)まで 号より【三四二】号(三四二号は記録が二件あり別々の事件であ 二号ノ三止』という簿冊が他に一冊あり、事件番号が 因みに、上記の『明治六年九月下浣 訴訟事件銘細録 [100] 第

(3)

事件は、殆ど総てが「示談済口」で終結している。今日

0

と考えている。

- れも白地の半紙に記載されているのに対し、『訴訟明細表』 たのであろうと推測している。そして、『訴訟事件銘細録 内容が同一なので、前者の内容が後者に移記され、その後は「聴 すべき事項が印刷された書式の半紙が用いられている。 訟課『訴訟明細表』(第八号ノ二~五止)」の全五冊に引き継がれ 録』(第七号)」があるが、同年の『訴訟明細表』(第八号ノ一)と (5) ところで、明治七年の分として、「聴訟課『訴訟事件明細 はいず は記載
- 基本的に簿冊にある事件番号に従っている。 事件記録の掲載について 本稿における見出しの番号は、

事件記録は、罫線なし白地の半紙に記載したものを袋綴じ

(2)

る一方で、 を振った (例、〔〇〇一A/B〕)。 出訴の日付ほか、 要するに見出 しだけのほんの数行程度の記載で一件終了とされているものがあ にしたものである。 細かい文字で半紙に目いっぱいに書かれているものも 整理の便宜上、各丁に番号と半丁ごとに記号

明治六年五月下浣ヨリ

[島根縣]

聴訟課

『訴訟事件銘細録』

(第二号ノニ) 本的

について(二)

答書も同様 (第三三條第五)) を参照)、 見受けられる。このように、白地の半紙に記載されており、 き文字の大きさもまちまちである。 や、一行の文字数の定めも未だないため(「訴答文例」第六條第四 (訴状につき、一六行×一五文字)明治六年太政官布告第二四七号 行数に繁閑があり、 手書 行数

- 受けられる。 事件、本来の担当課への移付の処分や断獄廻しの処分の記録が見 外の当事者からの(または対する)出訴について、移送する旨が いわゆる訴訟上の和解で片がついたものといえよう。その他、 朱書きされているものが散見される。稀に、訴え却下に相当する 県
- わるものも多い。次の半丁(B)に記述がなく白地であることが 側から始まる)。ひとつの事件の記録が始めの半丁(A)だけで終 きに、記録が始まる右半分の半丁(表)にAの記号をあて、 の左半分の半丁(裏)にBの記号をあてた(従って、簿冊では左 例、 (4) ○○一AまたはB)。AまたはBの記号は、半紙を開いたと 整理の便宜上、上述のように各丁に番号と記号を振 かった
- (6) (5) 本稿において、先ず〔○○○A/B〕と丁数を記し、 印刷にあたり、 次の事件との間に三行分の間隔を明けた。

明らかなとき、煩を避けその丁数の見出しを省略した。

て【△△】【□□□】など事件番号と事件名を記した。いずれも基 に簿冊中の記録の番号と記載に従った。 なお、 枝番号が付さ

四

思われる事件番号については、枝番号を記したうえ、その個所に れている事件についても、それに倣った。ただ、明らかに誤りと

- ~奉 のもある)。 と担当官の氏名が書かれている。訴状の書式に該る部分といえる る。更に改行して、朱書きで〔事件番号〕が記され、「奉 何某」 いの標題が、何々差縺一件または出入一件などとして記されてい 被告の住所、(時には身分、職業)姓(氏)名が書かれ、双方の争 とつ書きの形で、原告の住所、(時には身分、職業)姓(氏)名と、 $_{(\mathcal{T})}^{(7)}$ 何某」や文書作成の日付と見られる年月日の記載がないも 記載の形式につき、先ず、出訴の年月日、改行して、ひ
- る 後ろに、西暦の年号を半角のアステリスク(*)を付して注記してい 殆ど総ての事件が干支で表記されていたが、明治六年版において は、「明治○年(歳)」の表記が殆どである。なお、各事件記録の 年月日の表記について 明治五年版においては、年号は
- 原告」「被告」の語が用いられている(【九六】ほか参照)。 (ウ) 文章は、漢字片仮名交じり文語体である。平仮名が交じっ 当事者を示す用語として、「願人」「相手(方)」や、 既に、
- 文言で始まり、事件の内容、事件処理の経過の大要と結果が記述 冒頭部分は、多く「右訴答共、篤ト取調候処……云々」という

ている部分もある。

 $\widehat{\underline{\Xi}}$ で始まり、「済口証書差出之(ス)」という文言で締めくくる例も 型的な文章で締めくくられ、文末に日付(「〔年〕月 日 下ケ願出候ニ付、伺之上聞 され、多くは「示談行届、双方無申分、 えている。 ている。即ち、読み易さを考慮して、旧漢字は常用漢字に置き替 かなり見受けられる。記述には細部に多少の変容が見受けられる。 分である。もっとも、冒頭部分は、単に「取調候処……(云々)」 記されている。今日の判決でいえば、事実と判決理由にあたる部 翻刻にあたり、表記法は、基本的に従来の方針を踏襲し (聴) 届候事」(読点は編者) という定 済口証書連署ノ上、

倣っている。ただし個人情報保護の観点から、当事者等の表記に 「□□村(町)□□□番地」のように伏せ字にしている。 つき、住所については、国郡町までとし、その下の町村の名は (2)ア 個人名や住所などの固有名詞は、 基本的に簿冊の記載

- ても、本稿以降、同様にアルファベットに置き替えることにした。 ファベット(例、UD 覺右衛門)に置き替えている。寺社につい (エ) (ウ) 代人は基本的に当事者本人についてと同じように扱う。 姓(氏)名については、姓(氏)の部分は大文字のアル
- 文における表記に合せている。 をそのまま記している。事件の担当官の「楢嵜」と「楢崎」は本 公職に在る、また在ると見倣し得る人物については、姓(氏)名

縣

(権) 令、同参事、戸長

(副戸長も) や代言人など、

元の漢字を当てた(例、以(い)、越(を))。が多いが、使用しているワープロソフトで作字をしていないので、が なお、人名、特に女性の名前は変体カナを使っている例

(3)

文章は、漢字片仮名交じり文語体である(上述)。文字の位

- 共」「台」は、本文の記述に倣いそのままに記した。掛、係、懸、(例、トモ、トキ)。「以多シ」は「いたし」とし、「候得共」「候へ文に倣った。与、者はトとした。複合文字は通常の表記で記した略字は本字で表した(例、「雖(ト)モ」)。氏名など固有名詞は本置は本体の体裁に倣っている。旧漢字は常用漢字に替え(上述)、
- えている。読み難い漢字にふり仮名をつけた。(4)判読困難な文字については、□□□のように記号で置き替(4)

證などの文字は本文の通りに記した。

上つけたもの。次の「年度・番号」欄は、簿冊に記載されている(5)「二)目次表」について。最上欄の「番号」は、編集の便宜

名で、例えば「貸金〔滞〕差縺一件」などと記されている。「終「出訴または上訴、再願」の受理の日付で、「訴名/差縺」は事件年度と事件番号である。「出訴/上訴日」は、記録に記されている

しないうえ、確定的に事件の決着がついた日付を示す他の証拠が局・年月日」は、裁判(決)の確定した日付と一致するか判然と

当官」欄は、「奉「楢嵜」濶造」「奉「鶴岡」少属」と記されていないため、一応、「終局」の日付として扱うことにした。「事件担しないごえ」研究的に事件の討差がごった。

(氏)の部分は同様に大文字のアルファベットに置き替えた。士族、人」「被告/相手方、代人/代言人」欄の姓(氏)名につき、姓いものについては、空欄にしている。「原告/申立人、代人/代言る例が多いが、記載のないものも相当数見受けられる。記載のな

で付記している。 農、工、商などの旧身分については、姓(氏)名の後ろに()

— 67 —

一目次表

	0.0	番
	96	号
九	明治六年	年度・番号
吾	明治六年	出訴/上訴日
八月二十三日	明治六年	終局・年月日
件	畑地売買差縺	訴名/差縺
届	示談済口・吟味下げ	結局
	楢崎 濶造	事件担当官
	K K 長助	代人/代言人 ()
	I M 卯左衛門	代人/代言人 被告/相手方
		備考

	106		105		104			103		102		101		100		99		98		97
第百六号	同 年	第百五号	同年	第百四号	同年		第百三号	同年	第百二号	同 年	第百一号	同年	第百号	同 年	第九十九号	同年	第九十八号	同年	第九十七号	同年
五月廿九日	同 年	五月三十日	同年	五月三十日	同年	(再願)	五月廿九日	同年	五月廿九日	同年	五月廿八日	同年	五月廿七日	同年	五月廿七日	同年	五月十九日	同年	五月廿九日	同年
十月十七日	同 年	八月廿五日	同 年				十一月二日	同 年	六月十九日	明治六年	一月廿八日	同 年	二月三日	同 年	一月廿四日	明治七年	六月廿二日	年	八月廿九日	同年
件	網曳場争論一	件	桐油買入差縺		田畑差縺一件		件·再願	時計差縺一		貸金滞一件	件	屋敷地差縺一	差縺一件	家名之義ニ付		売事差縺一件	差縺一件	田畑山林売買	件	田地代差縺一
	済	願出聞届	示談済口・吟味下げ		庶務課へ相廻候事		推問	断獄廻にして篤と遂		済口証書差出・聴届		願書下渡・解訟		書面解訟願之通聞届	出·解訟	承服之上済口証書差	下・開届	示談行届·願書願	書差出・聴届	一同承服之上済口証
					楢崎							楢崎		楢崎				楢崎		
					濶造							濶造		濶造				濶造		
		(商)	ID 左羽右衛門	(EP寺住職)	A N J			UY 庄兵衛	(雑業)	KT 久藏	外三人	T M 梅次		F I 元順		ST 貞助		Y D 豊藏	(士族)	YRT 九助
			彦助		文重			TN 理七	(士族)	T M 正 登		亀助		I M 元章	I O 嘉十	Y D 国太郎		KB 猪次郎	(士族)	FO 佐右衛門

明治六年五月下浣ヨリ [島根縣] 聴訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)について(一)

四一〇(一五八)

116		115			114		113		112		111		110		109			108		107
第百十六号	第百十五号	同年		第百十四号	年	第百十三号	年	第百十二号	同 年	第百十一号	年	第百十号	年	第百九号	年		第百八号	年	第百七号	同 年
六月十七日	五月廿六日	同年		六月十四日	同年	六月十四日	同年	六月廿四日	同年	六月十日	同年	六月五日	同 年	六月五日	同年		六月三日	同 年	五月三十一日	同 年
十月卅一日	五月廿六日	同 年		八月十六日	年	六月十八日	年	九月十八日	明治六年			四月二十八日	明治七年	六月五日	年				八月廿六日	年
縺一件		地所差縺一件			金談差縺一件		貸家差縺一件	件	田地売買差縺		油代滞一件	件	小割鉄代金滞	件	貸金滞差縺一	願	差縺一件・再	田地売買代銭	件	田畑山林差縺
済		示談行届·吟味下		差出・聴届	吟味下げ・済口証書	願出聴届	示談済口・吟味下げ	差出・聴届	一同承服の上済口証	出	相対示談·解訟願差		済口	日鳥取縣へ差送る	本人差添人共六月五	更に可申出積申談	差返し篤と示談の上	訴答書面不都合に付	渡	難取揚旨申聞願書下
档			楢崎 濶造	受奉	奉鶴岡少属		鶴岡少属				楢嵜 濶造		楢嵜 濶造		楢嵜 濶造					
K 民 助		S Y 平助			Y A 德八		S D 大七	(農)	OD 又左衛門	(商)	IH 善右衛門	(農)	SI 三郎右衛門	(農)	NT 長兵衛		(士族)	HS 豊右衛門		HT 道三
為五郎		SD 祥藏			S M 為藏		KD 源右衛門		KK 榮左衛門		TNY 為三郎	(商)	N M 五郎平	外四ヶ村八人	M O 村		(農)	Y O 平重		K D 恒次郎

126		125		124		123		122		121		120		119		118		117
第百二十六号	第百二十五号	同 年	第百二十四号	同 年	第百二十三号	同 年	第百二十二号	同 年	第百二十一号	同 年	第百二十号	同 年	第百十九号	同年	第百十八号	同 年	第百十七号	同 年
七月二日	六月廿七日	同 (年)	六月廿七日	同(年)	六月廿七日	同 (年)	七月二日	明治六 (年)	六月十七日	同歳	六月廿三日	同歳	六月廿三日	明治六歳	六月廿二日	同年	六月十八日	同年
	九月十九日	同年	七月七日	同 年	十月廿九日	明治六年	一月二十九日	明治七年	八月廿三日	同年	九月廿二日	甲年	九月廿七日	同 年	八月十九日	同年		
金談差縺一件		田地差縺一件	件	用水争論差縺	ニ付差縺一件	公許ハエ縄儀		銀談差縺一件		山林差縺一件	払方差縺一件	貸舟幷取替銭	件	不和合歎願一	縺 一件	家名幷貸金差	一件	受人償銭差縺
差遺	訟願出聴届	一同承服・済口・解		示談行届		済		示談・済口証書差出		済(取揚不相成)	差出・聴届	一同承服の上済口証	差出・吟味下げ聴届	一同承服の上済口証	申渡	取揚さる旨伺いの上		
楢崎 濶造				楢嵜 濶造						楢嵜 濶造		楢嵜 濶造				楢崎 濶造		
F S 茂助	(農)	KB 忠藏		S E Y 村		NE 貞助	(農)	IT 祐衛門	Î	W D 門助		I T 勝平		M D 加久	(士族)	SD 宗敬	外一人	FN 瀧藏
W B 一 郎	外十二名	MB 林左衛門		K E Y 村		H M 國介		万右衛門	Î	M N 峯助	(商)	MW 覚兵衛	(仲)	準一郎	(医)	T G 元伯		熊市

史

料

〔○○一A〕【九六】【畑地売買差縺 件

出雲国大原郡□村KK長助ヨリ同國同郡□村*門治六年五月廿七日出訴

IM卯左衛門へ係リ畑地売買差縺 一件

朱

第九十六号*2

奉 楢 崎 濶 造

中畑 右訴答共篤ト取調候処右ハ十年以前子十一月**原告父長助所持

二付懇意之間柄ナレハ不得止実意ヲ以仮ニ返証文認遣候ヲ限月ニ 議定議定いたし尤モ其節原告父より別紙一印之通情願云々之次第

三歩下畑一畝ト十ヶ年切売券証文ニして被告卯左衛門へ永代売渡

ヲ以右元戻しと申立彼是差縺之処右者一旦旧縣ニて理解ヲ受 件甚助ヨリ父長助ハ 老耄ニテ諸事判然ナラサレバ一途ニ返証文 原被承服ノ上地利米高之内四斗三升無代銭ニして甚之助へ

致心付間敷旨申合置候処原告甚之助ハ追々時節

明治六年五月下浣ヨリ

[島根縣]

聴訟課

『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)

について(二)

後レニモ相成事故無断ヲ以少々植付ニ取掛候ヲ被 其節被告卯左衛門ヨリ高銭之恐有之間証文認替候迄ハ 五斗五升并草山一ヶ所ハ卯左衛門へ可受取議定いたし

> 告故造意違約ニ付議定通難分渡旨申立又候差縺候へ共 . О В

畢竟以前多分之場処ニ不平有之より右等瑣末之件ヲ名トシ

左様不都束之廉有之故双方へ旧縣捌通ニ可 致破談候成行併シ被告モ実意之取引トハ乍申

及理解候処一同承服済口証差出候ニ付伺ノ上 遂示談尤モ多分不相当之場ハ可然分ケ直候様篤ト

吟味 下ケ聴届候事

八月二十三日 済

朱の大きなバツ印あり

2 第九十七号を本号に訂正している。第百七号まで、同様に

訂正されている

3 約一〇年前の甲子は元治元(西暦一八六四

〔○○二A〕【九七】【田地代差縺一件】

出雲国意宇郡□□町士族YRT九助より明治六年五月廿九日出訴

同国同郡同町士族FO佐右衛門へ係リ田地代差縺

一件

四〇八(一五六)

第九十七号」

ニテ徳米 右原被共取調候処原告申立ニハ去ル辛未五月中*♡意宇郡□□村

九俵壱斗八升余ノ所持地売却致度素ヨリ入魂之事故世話料等不

取

極F0佐右衛門へ委任則□□村農久兵衛へ売議定入銭*゚五百貫

受取置候処不都合有之右破談ニ到リ其後松江□町商TN 渡去ル 再ヒ□□村久兵衛へ価銭七千弐百五十三貫五百三十壱文ニテ売 重助へ右地所売渡候積代金モ受取候得共是亦子細有之及破談

入費并手間賃等多分ニ書出シ悉皆差引可致趣且不審之ケ条モ 壬申三月中*ゼ証文ニ仕直シ価銭金渡方及懸合候処取扱中

金子払出候趣左スレハ其砌□□村久兵衛へ再ヒ売地約定相整候 有之故TN重助へ仔細問合候処申七月中破談之節同人方へハ

申七月中 可有之然ルヲ十月迄何ノ義モ不申聞依テ夫々懸合中扱人立入漸

銭千百七十三貫六百六文両度ニ払出候積ニテ証書取置候得共是

/ 故ヲ以

違多ク 世話料等ノ取極モ無之実意ヲ以厚ク扱遣シ度々破談ニ就テハ手

且日数二百日余モ相懸リ其上不正之取扱有之抔ト近隣迄申触出

シ遺憾

之至二付誤□ノ□ま□ニ而差遣候様扱人へ申談承知之趣ニ付多

分之損毛ハ有之

候得共仲済二任七銭千百七十三貫六百六文可差出旨証書相渡候

処右誤リー札

不差越間出銭不致段申立差縺相成候義之処右ハ相互ニ其行違之

廉モ

候程 之間柄故従前之実意ニ復シ去申七月仲済人不都詰候差引勘定ニ 有之候得共証書可差出程ノ義ニ無之素ゟ基本ヲモ不取極委任致

定メ金貳十九円三十銭ノ内尚金五円手数料トシテ佐右衛門へ差

同月ゟ 貳十四円三十銭ハ申五月返金可致筋ニテ六月催促ヲ受候義ニ付

および候処一同承服之上済口証書差出候ニ付伺之上聴届候事

当八月迄ノ利子相当取極元利共早々済方可致旨夫々理

八月廿九日 済

返金無之右ハ兼テ條約ノ事故速ニ受取度段申出被告よりハ入懇

又違約

〔○○三A〕【九八】【田畑山林売買差縺一件】 OOEB 解被為下私共ヨリモ能々説諭仕田畑共土地半分宛元戻シ尤八ヶ 田畑山林差縺一件ニ付先般御愁訴申上候処此度御上様ヨリ御理 第四十七区神門郡□□村YD豊藏相手□□□村KB猪次郎ト 示談行届願書願下ニ致シ候ニ付伺之上聞届候事 右訴答共一応取調夫々及理解候処双方下方ニ於テ **出雲国神門郡□□村YD豊藏ゟ同国同郡** 明治六年五月十九日出訴 □□□村KB猪次郎へ係リ田畑山林売買差縺一件 「第九十八号 *3 入金に同じ(『新大字典』) 明治五(西暦一八七二)年 明治四(西暦一八七一)年 朱の大きなバツ印あり 奉 楢 造 〔○○四A〕【九九】【売事差縺一件】 今後右一件ニ付聊も不奉御面倒候間願書御下渡奉願上候也 簡為致残半分豊藏ヨリ払出シ可仕旨両人共悉意得仕候間 □町YD国太郎□□町IO嘉十へ係リ売事差縺 出雲国神門郡□□町ST貞助ゟ同国意宇郡松汀 明治六年五月廿七日出訴 「○ 第九十九号」 (朱) 六年六月廿二日 2 戊辰(明治元(西暦一八六八)年 朱書きの大きなバツ印あり 被告 原告 役人代 差添人 片岡 ОІ К В Y D 猪 豊 二雲 郎 丈四郎 楢市 一件

* 1

年ノ間御年貢引負候分去ル辰暮*゚迠元利差上候内半分了

明治六年五月下浣ヨリ

[島根縣] 聴訟課

『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)について(二)

四〇六(一五四

修道法学

四〇 Ŧī. 五三

叧

明治五(西暦一八七二)

年

朱書きの丸印 四五巻

之上IO嘉十不承引ニ候ハ、葉煙草ハ元戻シ破談可致筈之処 取調候処被告YD国太郎義ハ□□町IO嘉十ヨリ太物 太物売渡葉煙草ヲ貞助ヨリ引受交易ノ約ヲ為シ尤国太郎帰宅 受手代ノ名目ヲ以年来売事罷在候内去壬申二月中*゚原告貞助

彼是行違延引相成候故破談難行届且追々葉煙草下落損

分多ク依テ更ニ貞助ヨリ品物買受然ル後前葉煙草ノ損金不

代金不払出難渋罷在候間速ニ受取度申立IO嘉十ヨリハ畢 埒明内ハ代金不払出旨申出候故原告ヨリハ交易ハ相調居其 竟不承引ノ葉煙草ヲ国太郎独断ヲ以交易取組追々下落 後更ニ唐物国太郎へ売渡品物輸送ノ後彼是苦情申出

(〇〇四B

故 相滞居貞助ヨリ受取候九百貳十貫文余ノ物品ハ則右不足金ノ内入 多分損失ヲ醸シ加之種々差引合銭五千貫文余国太郎ヨリ不足

之上明治七年一月三十一日限リ皆済之積ニテ済口証書差出之 不筋之取扱方ニ付両人ヨリ速ニ皆済可致旨及理解候処承服 国太郎嘉十供ニ謀リ貞助ヨリ品物買受其侭代金不払出 之儀ハ約定証書不為取替無証ノ争論ニ付取揚難及裁判其後 国太郎ト貞助ノ取引ニハ関係無之段申立右煙草交易云々 ハ甚

明治七年一

月廿四日

解訟

〔○○五A〕【一○○】【家名之義ニ付差縺一

明治六年五月廿七日出訴

出雲国神門郡□□□町FⅠ 元順より 件 同国

同郡

IM元章へ係リ家名之義ニ付差縺

〇 (朱

第百号 奉 楢 崎

濶

造

并親類共取扱ヲ以元順ヨリ移住料金壱円ヲ差遣シ元章 取調候内原被告ヨリ猶予願出聞届置候処正副 意ヲ運ヒ可申旨遂示談解訟願差出之 ハ他へ転住素ヨリ親戚之事故向後和順睦間敷互 戸

面解訟願之通聞届 明治七年二月三日 候事

	差支銭貳千五百貫文利合月弐歩之割合ヲ以被告TM 依而	右訴答共双方篤卜取調候処去壬申三月中*°商法元手金ニ 候	難	省二号」	(朱) 返	□□町士族TM正登へ係り貸金滞一件 廿	一 出雲国島根郡□町雑業KT久藏より同國意宇郡 利	明治六年五月廿九日出訴 八	[OO七A] 【一O二】【貸金滞一件】 精	可	売	返	明治七年一月廿八日 解訟	裁判不相成旨申渡願書下渡ス〔○	取調候処無証且年限過去候事ニ付取揚	速) 第百一号 奉 楢 崎 濶 造」		(朱) □□村亀助へ係リ屋敷地差縺一件 夫	一 出雲国神門郡□□村TM梅次外三人与リ同国同郡 約	明治六年五月廿八日訴	[〇〇六A] 【一〇一】 【屋敷地差縺一件】 正
一分目的 日言语为日三个月十分,正	而連印済口証書差出し候間同之上徳届候事		難有仕合奉存候然ル上者以来右一件ニ付御願ケ間敷義一切無御座	貸金久藏損分たる遍く段双方無申分示談行届偏ニ御威光ト	返済辛未十二月ヨリ壬申二月迠三ヶ月分利告**ハ証書外之義故	廿日限	利銭七百五拾貫文ハ更ニ九月ゟ約定ノ利足ヲ加へ元利共当十二月	八月中元銭貳千五百貫文払出去壬申三月ゟ当八月迠十五	精々勘弁可致則厚ク御利解之趣一同承知奉畏候依之当	可致候所邸宅不売払候而ハ事実差支之	売事実差支トハ乍申延引不都合之事ニ付元利共速ニ返金	返弁可致段申出差縺相成候義之処右者家屋敷書入借用致候義ニ付	相滞候ニ付証文書替其砌三ヶ月分利銭不足相成居候間是亦速ニ	[〇〇七B]	証文面者壬申三月二相成居候得共全体辛未十二月*¨貸渡期月	速ニ返済致候歟又ハ書入之品物引渡候歟早々埒明可申且	他ヨリ取次貸渡候義故元方ゟ厳敷催促ヲ受迷惑致候間元利	承引ニ預リ度段申出原告久藏義者自分所持金ニ無之	夫迠猶予致シ呉候歟又ハ年賦返済決済呉候歟両様之内	約定通返金難出来無拠書入之品々売払仕法相立候間	原告KT久藏ヨリ借受懸候処売事ニ而多分損失致シ	正登所持之家屋敷書入同十二月中返済之約定ニテ
	\$\$\$ \$		一付御願ケ間敷義一切無御座	小談行届偏ニ御威光ト	月分利告*4ハ証書外之義故		/ 利足ヲ加ヘ元利共当十二月	三月ゟ当八月迠十五ヶ月	承知奉畏候依之当	ハ事実差支之趣ニ付原告久藏義も	一付元利共速ニ返金	自家屋敷書入借用致候義二付	越不足相成居候間是亦速 二		№辛未十二月***貸渡期月	候歟早々埒明可申且	促ヲ受迷惑致候間元利	が 所持金ニ無之	语呉候歟両様之内	私仕法相立候間	≡多分損失致シ	何之約定ニテ

△資

明治六年六月十九日

明治五(西暦一八七二)年 朱書きの大きなバツ印あり

足の誤記か

明治四(西暦一八七一)年

[○○八A]【一○三】【時計差縺一件・再願】 明治六年五月廿九日再願

□□町TN理七へ係リ時計差縺一件再願

出雲国意宇郡□町UY庄兵衛より同国大原郡

「○ 百三号」 (朱)

両人ヨリ半分ツ、返償可致尤時計有所手掛相知候節ハ 理七へ差返シ候旨申立双方無証ニ就テハ木綿代滞金ハ 庄兵衛ヨリハ時計一旦ハ預リ置候得共価不服ニ付其後 原告庄兵衛へ売渡右価ヲ以木綿代金ニ相回候旨申立 被告理七義他ヨリ木綿買受其後理七ヨリ金時計壱ケ

夫々御処分可有之旨ヲ以当三月中解訟致置候処

修道法学 四五巻 二号

四〇三(一五一)

右時計受取渡之儀ニ付再訴いたし然上ハ断獄廻ニシテ

[OO八B]

篤ト遂推問候テハ如何哉此段御伺申候也 明治六年十一月二日

〔○○九A〕【一○四】【田畑差縺一件】

出雲国出雲郡□□村EP寺住職ANJより同國門治六年五月三十日出訴

同郡同村文重へ懸リ田畑差縺一件

「第百四号 (朱)

奉 楢

造

「右者庶務課ニて扱掛之件ニ付同課へ相廻候事」***

朱書きの斜線二本あり

*2 本行は朱書き

[〇一〇A] 【一〇五】 【桐油買入差縺一件】

文相渡 油樽不差出故入金損分至当之義ト申立差縺相成候義之処右ハ約定 素ヨリ所々買集メ遣シ追々価騰貴致し延日ニ而ハ元荷主台 可申約定ニ付右手筈致置限日ニ至ルまて入物不差越尤四丁ハ 申立被告ヨリハ桐油売渡候節期限十日前迠ハ明キ樽相回 所役人等モ取扱呉候得共不埒明故約定通残品受取度段 弐百十六貫文差遣シ其余品物ハ違約不相渡種々懸合及ヒ 引不致無拠明キ樽四挺有合ヲ以右四挺丈ケハ受取尚価銭 荷物ハ受取候間代金ハ悉皆相渡置度段申入候得共彦助 同月晦日限荷物受取渡可致約定之処油無之故都合次第 扱ヲ以桐油貳斗入二十挺価銭千九百六十貫文ニテ買受内銭貳百貫 不相渡依テ其義難出来違約買主与リ出候事ニテ 入器有之ニ付則相渡置期日ニ至価金丈ケ受取候様懸合候得共 右原被共篤ト取調候処原告申立ニハ去壬申七月中*゚゚ID茂左衛門 O B 出雲国意宇郡□□□□村商ⅠD左羽右衛門より同国大原郡 □□町彦助へ懸リ桐油買入差縺 「第百五号」 一件 承 伺 位延引ニテモ無拠入器不揃テハ難相渡段申張代銭不受取 H 〔○一一A〕【一○六】【網曳場争論一件] 候処示談行届済口証書差出吟味下ケ願出候 金五円買主方へ差遣シ差引清算相立可申旨及理解 実意ヲ以右売事致破談議定証書入銭倍戻シニ倣ヒ 過去現今ニ而ハ倍価ニモ立至リ多分ノ損分ニテ難渋ニ付相互ニ 則売主ヨリ違約之筋ニ付残品可相渡ハ勿論ニ候得共丸一ヶ年モ ノ上御聞届相成候事 争論一件 出雲國島根郡□□町漁業之者網曳場 明治六年五月廿九日出訴 八月廿五日 第百六号」 2 明治五(西暦一八七二)年 朱書きの大きなバツ印あり 済 (朱) 済

日限価皆金受取候ハ、買主ノ品物ニ付し取之義ハ都合ニテ外四五

明治六年五月下浣ヨリ

[島根縣]

聴訟課

『訴訟事件銘細録』

(第二号ノ二)

について(二)

		-		\bigcirc	
(朱)	KD恒次郎へ係リ田畑山林差縺一件	出雲国神門郡□□村HT道三より同郡□□村	門治六年五月三十一日出訴	二二A〕【一○七】【田畑山林差縺一件】	

△資

第百七号」*2

取返シ且是迄立替之収納分ヲモ受取度段申立依テ 其節潰家相成居候二付不払分其侭ニ相成居候間右地所 田畑山林□□村樫戸ト申場所ニテ都合五筆被取込 右取調候処原告申立ニハ四十三年前天保三辰年***ゟ 辰年SKY吉左衛門ゟ買受証書等正ニ有之 丹藏買受之地所トハ場所違同人義ハ天保三 いたし其余ハ現今迠道三所持罷在被告KD 右近辺ニテ道三所持地有之共其後他へ割売 □□村水帖名寄帖届取調候処九十年余前ニハ

委細教示之上右一件難取揚旨申聞願書

(O = B)

全ク道三へハ関係無之不当之願筋ニ付前文之次第

下渡可然義二付相伺下渡候事

八月廿六日

修道法学 四五巻 二号

四〇一(一四九)

朱書きのバツ印あり

第百八号を本号に訂正している。 なお訂正は本号まで

西暦一八三二(壬辰)年

(○一三A)【一○八】【田地売買代銭差縺一件・再願】 明治六年六月三日出訴

出雲國島根郡□□町士族HS豊右衛門ヨリ同郡 □□村農YO平重へ掛リ田地売買代銭差縺

二件

「〇 第百八号」

「此一件訴答書面不都合二付(朱)

申出積申談置候事」*1 差返シ篤ト示談ノ上更ニ可

* 1 事件番号と本文が大きく朱線で囲まれている

[○一四A]【一○九】【貸金滞差縺一件】

明治六年五月下浣ヨリ 〔島根縣〕聴訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二) について(一)

四〇〇 (一四八)

修道法学 四五巻 二号

三九九(一四七)

取直シ 被告身代限申渡シ候テモ資産無之仍而證書ニ裏書イタシ重而身代

敦賀縣ノ 次第可払出旨ヲ以授与相成候段明治七年四月二十五日原告人帰縣

添書共差出シ解訟届出候此段上申仕候也

(〇一六B)

金 五円六十銭

明治七年十月払出約定

八円三十二銭三厘

八円四十銭

同

八年亥七月*2払出

同 同

同 十一月払出約定

2 明治八年は乙亥(西暦一八七五) 明治七年は甲戌 (西暦一八七四) 年

年

* 1

○一六A]【一一一】【油代滞一件】

出雲國意宇郡□町商ⅠH善右衛門ヨリ仁多郡□村TNY 明治六年六月十日出訴

為三郎へ掛リ油代滞一件

(朱

() 朱 第百十一号

奉 楢

嵜 濶

造

延期返償之積ヲ以別帋之通解訟願差出之 双方喚起取調候内原被告ヨリ日延願出居相対遂示談

差引残千五百九貫弐百三拾文

此金四拾壱円九十二銭三厘

金 五円六十銭

同

五円六十銭

去ル明治六年十二月払出約定

来ル明治七年戌五月**払出

(○一七A)【一一二】【田地売買差縺

出雲国大原郡□□村農OD又左衛門ヨリ同村KK*** | おんた年六月廿四日出訴

榮左衛門へ対シ田地売買差縺一件

第百十二号」

一ヶ所 右訴答共篤卜取調候処去壬申十二月中*。KK栄左衛門所持之田地

人扱ヲ以 価銭四千七百六十六貫三百七十五文ニテ買受候積KK長兵衛外壱

相談行届内銭貳千三百廿弐貫五百文払込残金ハ当四月中地券証引替

候廉モ有之間難買受内済金悉皆差返シ呉候様申立被告ニテハ 取引可致積之処原告よりハ本証文未夕相渡且右地所徳米相違

可譲渡依テ約定之通残金早々受取度段申立差縺相成候 地券御取調中故未本証文難出来地券証御渡次第速二証券

不相成ハ一般之訳ニテ今更買主ゟ違約申出候義ニ付為破談 義之処右者去壬申十二月中一旦條約之上地券証未夕御

二十七銭四厘ハ売主KK栄左衛門ゟ当九月中可差返旨 金元価一割金十三円二十四銭損分為致残金五十壱円

聴届候事 夫々及理解候処一同承服ノ上済口証差出候ニ付伺ノ上

相違

〇一七B

九月十八日 済

* 2 明治五 朱書きの大きなバツ印あり (西暦一八七二) 年

〔○一八A〕【一一三】【貸家差縺一件】

出雲国第七區意字郡□□町願人SD

大七ヨリ同国第六區同郡□町相手KD源

明治六年五月下浣ヨリ

[島根縣]

聴訟課

右衛門へ掛リ貸家差縺

第百十三号 奉

鶴岡 少属

其砌源右衛門江及掛合壬申春中**二者 六百四拾六番貸家去辛未十月中*゚価銭貳千百貫文ニテ買請 右訴答共篤ト取調候処松江□町商YD佐藏所持□町千 明渡約定之処貧窮日

差当リ居所無之難渋之趣ニ付元価ヲ以源右衛門江其侭可譲渡 候及相談候得共自力ニ難為趣ニテ無拠壬申八月八日迠ニ者無

中明渡候ハ、少々心附銭可差支旨申聞候得共是又不聞入 明渡候段証書取置候得共是又違約種々難渋申立尚又当三月

又候当五月迠日延いたし遣候得共尓今不明渡且家賃等〆切

一八 B

被告KD源右衛門義者数十年来居掛之家作一応者断モ不致売 不払出候間早々明渡シ且相滞居リ候家賃取立度段申出

いたし突然可明渡趣ニ付差当リ居所ニ差支且ツ病気続ニ而必

至難渋

罷在候ニ付少々之移住料差出呉候哉尚癸酉二月迠**猶予いた し呉候哉

両様之内聞済呉候様申出差縺相成候儀之処右者無断買請候ニ

『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)について(一)

三九八(一四六)

Ŧ

ハ被告 譲替ト迠示談致シ源右衛門不及力又々猶予致遣置候上不明渡 セヨ最早三年越ニモ相成殊ニ居掛之情実ヲ以買受元価ヲ以可

知 源右衛門不條理二候間愈々明渡可申旨厚ク御理解之趣一同承

賃一ヶ月 奉畏候依之当七月中ニ無相違家作明渡し且一月ヨリ七月迠家

三銭壱厘三毛ツ、都合二十壱銭九厘ヲ源右衛門ゟ払出シ其余

辛未十月ヨリ壬申 十二月迠十五ヶ月家賃金四十七銭ハ難渋者ニ付原告大七義勘

済口証書ヲ以 可致積双方無申分示談行届偏二御威光ト難有仕合奉存候以来 一件二付御願ケ間鋪義 一切無御座候間何卒御吟味下被成下度

出候間伺之上聴届候事

明治六年六月十八日

* 1 明治四 朱書きの大きなバツ印あり (西暦一八七一) 年

* 4 明治六 (西暦一八七三) (西暦一八七二) 年 年

明治五

修道法学

〔○一九A〕【一一四】【金談差縺 件

徳八ヨリ同国第五區嶋根郡□□町相手

SM為藏ヱ掛リ金談差縺

一件

朱 第百十四号

奉 鶴 畄 少

属

受奉 楢 濶 造

右訴答共篤ト取調候処右者□□□□邨TD半兵衛

ヨリ

可渡段預ケ主半兵衛江も懸合置候然ルニ米価追々高直ニ相成 預り米三百俵原告德八へ五月中可相渡約条之処被告手前 原告可受取期限ニ到候処買入渡方不出来ヨリ先般御出訴申上 差閊有之右三百俵一時他売イタシ尤モ入用之節ハ何時も買入 〇一九 B

可致旨申ニ任セ金札十円貸渡候処此度原告ヨリ右金ハ旅中不時 御調中原告ヨリ至急金子入用ニ付借受度然ル上ハ米ハ如何共取 ニテ米勘定ハ可相済ストノ証も無之事ナレハ双方ヨリ売事破談被 右者准理中原被共故ナク金銭貸附可致筋者有之間敷去迚右十円 之入用借受候ニテ更ニ米事ニ関係ハ無之段申立彼是差縺之処

扱

ヨリ入金倍戻シ可致旨厚キ理解之趣一同承知奉畏候依之入金

— 82

ナ無耳

分示談行届偏ニ

願御威光ト難有仕合ニ奉存候然ル上者約条通相守已来右一件ニ付御

出シ
て問敷儀一切無御座候間何卒御吟味下被成下度段連印済口証書差

候ニ付伺之上聴届候事

明治六年八月十六日

*1 朱書きの斜線あり

〔○二○A〕【一一五】【地所差縺一件】

出雲國神門郡□□村願人SY平助ヨリ#治六年五月廿六日出訴

同国島根郡□□村相手SD祥藏へ掛リ

地所差縺一件

「第百十五号」

任合奉存候以来右一件二付御願ケ間鋪義一切無御座候間何卒 佐いたし居候義故両人之所有二可致筋無之双方共親類之義故 相成候儀之処右ハ平助義モ一旦分家ニ相成祥藏儀モ他江移 相成候儀之処右ハ平助義モ一旦分家ニ相成祥藏儀モ他江移 相成候儀之処右ハ平助義モ一旦分家ニ相成祥藏儀モ他江移 相以之目。 相成候儀之処右ハ平助義モ一旦分家ニ相成祥藏儀モ他江移 相以之日。 はいたし居候義故両人之所有二可致筋無之双方共親類之義故 はいたし居候義故両人之所有二可致筋無之双方共親類之義故 はいたし居候義故両人之所有二可致筋無之及方共親類之義故 はいたし居候義故両人之所有二可致筋無之及方共親類之義故 はいたし居候義故両人之所有二可致筋無之及方共親類之義故 はいたし居候義故両人之所有二可致筋無之及方共親類之義故 はいたし居候義故両人二テ地所支配勝手二売商等不致家名再興之処 出来候造者両人二テ地所支配勝手二売商等不致家名再興之処 出来候造れ平助祥藏両人二テ支配いたし居速二家名再興可 人出来候造れ平助祥藏両人二テ支配いたし居速二家名再興可 人出来候造れ平助祥藏両人二テ支配いたし居速二家名再興可 人出来候造れ平助祥藏両人二テ支配いたし居速二家名再興可 人出来候造れ平助祥藏両人二テ支配いたし居速二家名再興可 人出来候造れ一件二付御願ケ間鋪義一切無御座候間何卒

明治六年五月廿六日

御吟味下ケ被成下度連印証書ヲ差出候間伺之上聴届候事

* 、朱書きの大きなバツ印あり

明治六年五月下浣ヨリ [島根縣] 聴訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノニ) について(二)

三九六(一四四)

明治六年六月十七日出訴	二一A〕【一一六】【家屋敷売買差縺一件】	<資 料>
明治六年六月廿二日出訴	[○二三A]【一一八】【家名并貸金差鏈一件】	修道法学 四五巻 二号 三九五
		五(一四三)

0

出雲国飯石郡□□□町K

為五郎へ 係リ家屋敷売買差縺一件

「○ 第百十六号

奉

楢 嵜

濶 造

「六年十月卅一日

済

民助より同国同郡同町 出雲國能義郡□□町士族SD宗敬ヨリ鳥取縣下巻;)>>> 日野郡□□村医TG元伯跡へ掛リ家名并貸金差

縺一件

「百十八号 奉 楢 崎

造

右者脱走中之所業加之ナラス無証ノ件ニ付取揚サル旨

伺ノ上申渡候事 八月十九日

*1 朱書きの斜線あり

[〇二二A]【一一七】【受人償銭差縺一件】 出雲国神門郡□□□村FN瀧藏ゟ外一人より**門治六年六月十八日出訴 同郡□□□村熊市へ係リ弐人受人償銭差縺一件 「第百十七号」

出雲國飯石郡□□□村MD加久ヨリ伜準一郎ト不和合門治六歳六月廿三日出訴 歎願一件

(朱

「百十九号」

[〇二四A] 【一一九】【不和合歎願一件】

*1 朱書きの斜線あり

— 84 —

共何家 以来親戚より家事向 程ノ事ニ無之候得共親類よ里障碍いたし候故和熟不相成義ニ 他ノ正邪ハ御 申立ルト相身心へ得和談不相整難渋罷在自分不束故之義ニハ候得 ヲ尽シ候得共未タ解サル趣右ハ畢竟外人

ら彼是障碍 段独申聞無拠別宅独世話斗相営居種々孝養 取扱向存意ニ不叶趣ニ付直チニ母へ引渡尚又家出可致 万事母ノ意ニ随ヒ罷在去壬申春中一旦家事引受候へ共 仕向方致候ニ付家名相続難為致段申立被告ニテハ 別家隠居可致段仲済有之候へ共示談不行届種々無愼 取扱人モ有之準一郎ヲ成人ニ差し加へハ家□ヲ分テ 不聞入依テ心底立直シ之タメート先隠居為致置然処種 むら不心底より起リ候処ニ付離別可致段申聞候 不行届義モ有之間精々教戒致し候へ共不聞入右 春中伜準一郎へ引渡候へ共和合不致原告申立ニハ若年之伜故 四歳ニテ ノ間ハ左 家名相続ヲ受居候ヘ共家事向ハ悉皆母かく取扱居追々成長ニ付去 右訴答共篤ト取調候処十七年以前MD仁左衛門死亡其砌伜準一 〇二四 B 説明被下度段申立差縺相成候処ニテ右ハ相互ニ母子 へ携ラサル 様申聞かくモ老年ニ及ヒ候間 へ共是亦 ハ畢竟嫁女 々 伜 付 郎 印差出候ニ付伺ノ上吟味下ケ聴届候事 夫々及理解候処一同承服ノ上済口証連 準一郎へ委任シ同居ニテ月々小遣金貳円者受取諸 〔○二五A〕【一二○】【貸舟并取替銭払方差縺 為筋相成候様懇切ニ注意ノ和熟可致旨 之上母并HE隣藏へ一応見閲致し貰ヒ相 相談可致且米金出入ハ明細記帳 若シ向後失事有之節ハかく実家HE隣藏 不取締無之様母へ相談取斗孝養ヲ尽シテ申 深切ニ世話致シ伜準一郎半数ハ種々倹約家事 出雲國神門郡□□村IT勝平ヨリ島根郡□□□町**-沿六歳六月廿三日出訴 商MW覚兵衛へ掛貸舟并取替銭払方差縺 百二十号 * 1 九月廿七日 朱書きの大きなバツ印あり 済 奉 楢 一ヶ年毎ニ清算 뾺 濶 互二 造

明治六年五月下浣ヨリ

[島根縣]

聴訟課

『訴訟事件銘細録』

(第二号ノニ)

について(二)

三九四

四三

件

修道法学 四五巻 二号

三九三 (一四一)

ニテ 右訴答共取調候処去ル己巳十月中*゚被告覚兵衛願之上□□村

尤親類之間柄故船賃往料等更ニ不取極其後よし儀 勝平手前ニテ石灰焼立止宿罷在并勝平所持之船壱艘借受 石灰焼立其砌勝平娘よしハ覚兵衛妻ニ致し居を親之事故依賴

八百文余受取残石灰三百俵并蛤貝器械共相渡度段 并出藏貸賃船賃其外立替物等元利物メ貳千九百七十二貫 離縁相成差引勘定都テ不都詰原告より止宿中往料

呉候様依頼故多分出費修繕いたし借受其後□□ナル 申立被告よりハ船ハ不用ニ付無賃ニテ精々修復ヲ加条

出銭止宿料等ハ相当附□可致積并ニ石炭三百表 且双方立替差引勘定ハー旦相済残弐百廿八貫文勝平台 船具二十九品程渡之分ハ相当代価ヲ以勝平ヨリ受取候積

相成様ニ至リ全ク勝平違約上ヨリ起り候義故船具代金 違約彼是障碍申立三年来捨置現今ニテハ代価ニモ不 残蛤貝器械等ハ価銭千四百貫文ニテ他へ売渡候ヲ勝平ヨリ (〇二五B)

并ニ製造器械等ハ勝平方ニ積置候義故金十円 無之義二付双方申口難取揚尤石灰三百表残蛤 遣し度旨申立旧親類之間柄トハ乍申右ハ証書等一

ニテ為引受且製造中止宿料金九百円七十七銭五厘

二十五円并石灰代銭千四百貫文受取候上止宿料相当差

差出候ニ付伺ノ上聴届候事 可致旨夫々及理解候処一同承服 払出シ其余ノ分ハ悉皆無証ノ義ニ付相互ニ勘弁 被告覚兵衛より払出シ差引残二十二銭五厘勝平より ルノ上済 口證

九月廿二日 済

2 明治二(西暦一八六九)年 朱書きの大きなバツ印あり

[〇二六A]【一二二】【山林差縺一件】

出雲國飯石郡□□□町IWD門助明治六歳六月十七日出訴 ヨリ同郡 同町工

MN峯助へ掛リ山林差縺 件

「百二十一号 (朱)

奉

楢 帮 濶

造

丁卯十二月晦日**以前之件二付取揚不相成事 八月廿三日 済

朱書きの大きなバツ印あり

2
慶応三
(西暦
暦一
八
六七
~

*2 慶応三(西暦一八六七)年	明治六〔年〕第六月廿七日出訴
	一 出雲國島根郡松江□□□町NE貞助ヨリ
	楯縫郡□□村HM國介へ掛リ公許ハエ縄之儀ニ付
	差縺一件
[〇二七A] 【一二二】【銀談差縺一件】	(朱) (朱)
明治六〔年〕七月二日出訴	「● 百二十三号 、」「十月廿九日 済」
一 雲州楯縫郡□□村農IT祐衛門ヨリ意宇郡	
(朱) □□村万右衛門へ掛リ銀談差縺一件	
(朱)	
「百二十二号」	(○二九A)【一二四】【用水争論差鏈一件】
	明治六〔年〕第六月廿七日出訴
取調候内原告ヨリ猶予申出居今般相対遂示談	一出雲國神門郡SEY村KEY村
銭五百七拾貫文明治七年三月二十日*¨迠ニ払出可申積	水論差鏈一件

ヲ以済口証書差出之 銭五百七拾貫文明治七年三月二十日*"迠二払出可申積 取調候内原告ヨリ猶る 書面之通日限無相違取引可致事

「百二十四号 (朱)

奉

楢 嵜 濶

造

明治七年一月二十九日

*1 西暦一八七四年

[〇二八A] 【一二三】 【公許ハエ縄儀ニ付差縺一件】

明治六年五月下浣ヨリ

[島根縣] 聴訟課

『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)について(二)

(〇二九B) 别 紙

事

別紙之通連署ヲ以テ実意之水配致候様示談行届候 右者席上ニテ難決件ニ付実地検査之上夫々及理解候処

当御管下出雲國神門郡K·SEY村間府川用水争論

三九二 (一四〇)

— 87 —

	修道法学 四五巻 二号 三五 修道法学 四五巻 二号 三五 在取調中安来町出張地券掛ヨリ夫々説論ニ 神
依而如件 依而如件	九月十九日 済
神門郡KEY村	
同 郡SEY村	
明治六〔年〕七月七日 小前惣代	
組長	
正副戸長	〔○三一A〕【一二六】【金談差縺一件】
	明治六〔年〕第七月二日出訴
*1 朱書きの斜線あり	一 出雲国能義郡□□町FS茂助ヨリ鳥取縣
	管下伯州會見郡□□村WB一郎へ掛リ金
	(朱) 差縺一件
○三○A〕【二二五】【田地差縺一件】	†
明治六〔年〕第六月廿七日出訴	

「右一応取調候処證拠等も無之事ニ付伺之上鳥取縣(キ)

へ差添人一同差遣候事」

 \bigcirc

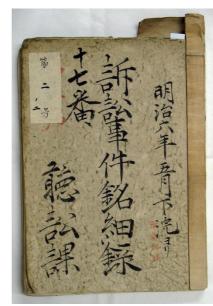
一 雲*⁻州能義郡□□□村農KB忠藏ヨリ同郡

□□□村MB林左衛門外十二名へ掛リ田地差縺一件

「百二十五号」



写真② 底部



写真(三葉)

兀

写真①

表紙



写真③ 中間の表紙